

提案書8 「通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容」

(1) 通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容

私たちは、これまで40年にわたる公園の管理経験を活かし、事件・事故の未然防止に取組んでいきます。

本公園内には、標高375mの城山があり、県北地域のハイキングコースにもなっており、園内には複数の登山道があり、登山道にはクサリ場やはしご段等の急峻なルートも存在します。過去には急傾斜地での崩落事故も発生しており、定期的な登山道巡視も実施して注意を払っています。

水の苑地には付近に学校（中沢中学校、城山高校）があり、青少年の犯罪防止にも注意を払った巡視や警備を実施しています。

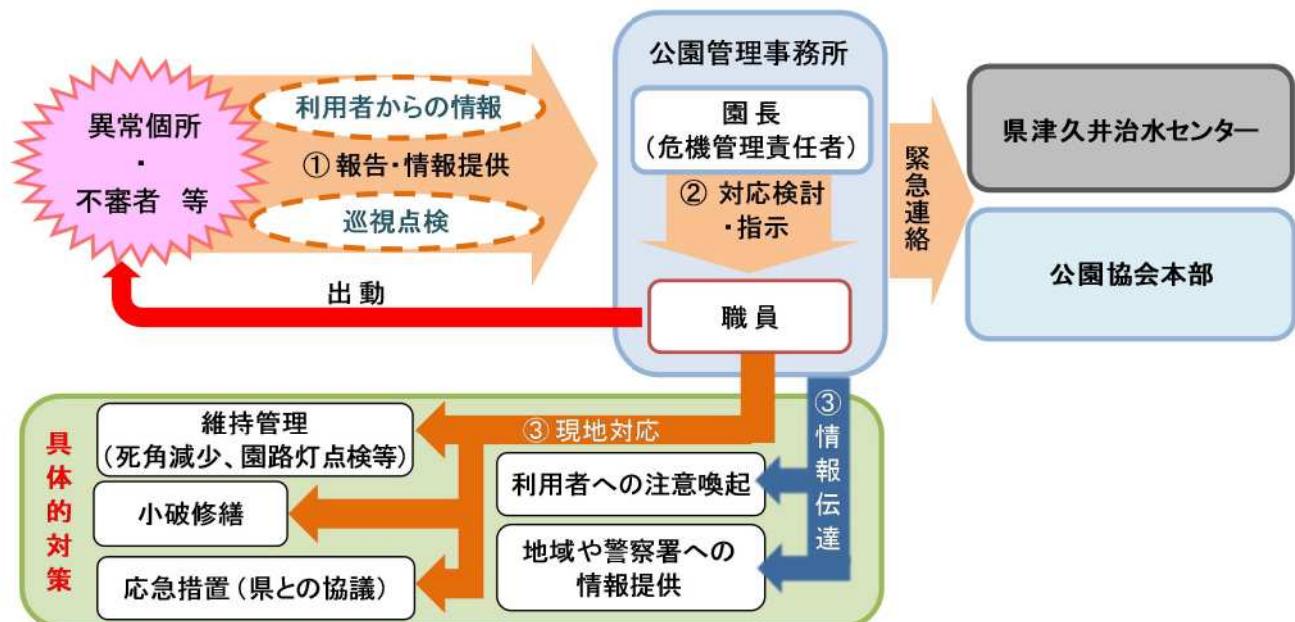
また、両苑地には駐車場の利用も多く、事故防止啓発の掲示や誘導路の管理を的確に実施して事故防止に努めています。

根小屋地区には、子どもに人気の木製複合遊具があり、各種点検（日常・定期・精密点検）を綿密に実施し、的確な維持を行い安全確保に努めています。特に注意の必要な箇所に重点を置き、確実な事故防止体制をつくりていきます。併せて、様々な研修によって職員の事故防止と安全意識の向上を図ります。

■防犯対策等安全確保の実施体制

○日常的な事故・犯罪防止の体制

園長を危機管理責任者と定め、下記のような体制により異常箇所や不審者等を早期発見し、職員による現地対応、利用者や関係機関への情報伝達を迅速に行います。



○夜間・年末年始（12/29～1/3）等の体制

夜間及び年末年始など勤務時間外は、建物等の夜間警備については、年間を通じて機械警備を実施し、春から夏にかけての夜間には園内の防犯のため警備員の巡回を実施します。また、年末年始も警備員を常駐させ広大な園内を巡回し警備に当たらせます。

さらに、年末年始については城山へのご来光等での登山者が増えることから登山道の巡回も併せて実施し、事故防止の観点から公園利用者の安全・安心を確保します。

■事件、事故を未然に防ぐための対策（防犯対策等）

項目	内容
日常巡回	毎日職員による巡回を行い、遊具等の施設の状態を目視で確認
登山道巡回	月に3回、職員による城山全ての登山道の巡回を実施
施設点検パトロール	通常のパトロールとは異なる視点によるチェック。当協会全体で本部職員や他の公園職員による点検を年1回実施
防犯上の死角の減少	日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少を図る
不法投棄、破損行為等の早期発見・早期処理	ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為の長期間の放置などを早期発見・早期処理し、犯罪を呼びこまない雰囲気づくり
地域住民や自治会とした防犯対策	地域や近隣自治会と連携した「子ども110番の家」として、子どもの逃げ場を確保
利用指導による防犯	園内における花火、若者の“たむろ”、未成年者による飲酒行為、バイクの乗り入れ等に対し、警察署や学校等とも連携して利用指導を行う
緊急車両の進入路の確保	事件事故の発生時に備え、警察、消防車両が園内に進入できる範囲を把握し、日頃から障害物や支障枝等を取り除き進入路を確保する
園内サインポストの表示	事故等が発生した場合、場所を正確かつ迅速に把握するため、園路上にサインポストを立て位置情報と緊急連絡先を表示



登山道危険箇所表示



急峻な登山道にロープ
を張り安全を確保



こども110番の家

■施設の安全対策

○駐車場における安全対策

本公園の水の苑地はサクラの名所としても有名であり、お花見シーズンになると駐車場が混雑することから、臨時で警備員を配置し、事故防止と渋滞の回避を行います。

また、根小屋地区の駐車場は駐車台数が限られていることから行楽シーズンになると土日祝日には満車の状態が慢性化しています。そこで、近隣住民への迷惑と事故防止の観点から警備員を配置して車両の誘導・整理を実施します。

施設毎の安全確保のポイント	
遊 具	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の巡視時に、目視と触診による安全点検を実施 月1回、目視・触診・打診等による定期点検を実施 年1回、専門業者による精密点検を実施 点検・修繕履歴の作成
樹林地・植栽樹木	<ul style="list-style-type: none"> 枯損木や枯枝、倒木の発生の可能性が高いエリアは特に重点的なパトロールを実施、特に強風や大雨後には点検・巡視を実施し、倒木等を早急に処理 接触事故防止のため、園路沿いにはみだした枝を重点的に刈込み 危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見、駆除 危険斜面の点検、民地との境界部の危険樹木の早期発見、早期報告
園路・階段	<ul style="list-style-type: none"> 未舗装園路の敷き砂利流出や陥没による不陸等の点検、補修 木製階段の腐朽、ボルトの緩みなどを重点的に点検
噴水・流れ	<ul style="list-style-type: none"> カスケードの壁面に割れがないかの点検の実施 残留塩素濃度の測定を行い、衛生基準値を満足しているか確認

○保険への加入

事業や施設利用の際、万一、当協会の過失によって利用者に損害を与えた場合に備え、施設賠償責任保険へ加入します。

また、施設賠償責任保険でカバーできないケースに備えて、協会直営で製造、販売した食品に起因した食中毒に対応する生産物賠償責任保険及び、協会主催のイベントでの事故に対応する傷害保険（イベント保険）に加入します。

■火災への対策

消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用します。また、消防法が改正された場合等には必要に応じて計画の見直しを行います。

定期的に消防設備の点検を行うとともに、必要に応じて津久井消防署の指導を受けるほか、消防署や自治会と連携して消防訓練を行うなど、火災への対策を継続します。

◆◇ 地域住民参加での消防訓練 ◇◆

本公園では、毎年地元の津久井消防署指導の下、消防訓練を実施しています。開催にあたっては事前に周辺自治会へ消防訓練の周知と参加の呼びかけを行っています。

また、毎回AEDの取扱講習も実施しています。前回は、火災時の煙疑似体験装置での煙体験も実施し、火災時の適切な避難と、防災意識を高めています。



地元消防署指導での消防訓練

■維持管理業務における日常の作業の安全対策

利用者に対する安全確保		<ul style="list-style-type: none"> ・園内作業車走行時のハザードランプの点滅、速度順守 ・作業時における注意看板、立入防止柵などの設置 ・小石や障害物の飛散防止機能がついた刈払機の使用
作業員の安全確保	作業スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝のスタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認 ・高度な技術、資格等を要する作業は、専門業者に委託 ・機械除草作業マニュアルに基づいた除草作業の徹底
	委託業者	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法規遵守の指導（日々の作業状態のチェック）
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策は責務として位置づけ (当協会で定める [REDACTED]への明記) ・作業中の行動内容を把握し、連絡体制を明確化 ・ボランティア保険加入を促進

■安全管理のマニュアル等の整備

当協会全体または本公園職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制をつくるため、右のような各種マニュアル等を整備しています。これらは必要に応じて内容を見直し、更に改善していきます。



■安全対策研修の実施

労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関して、下記のような職員研修の実施やOJT、外部講習への参加により、安全意識の向上を図ります。

○新規採用者に対する安全衛生教育を実施

- ・労働安全衛生規則第35条に基づく安全衛生教育を実施します。

○OJT等による日常的な研修

- ・危険予知訓練（KYT）大会を年1回開催し、安全作業の意識を高め事故防止に努めています。
- ・スズメバチ等危険生物への対処方法の内部研修を実施します。
- ・公園のスタッフを対象とした遊具点検に関わる研修会を開催（年1回）します。



○必要に応じた外部研修の受講

- ・農薬の安全講習会（外部講習 県実施の「防除関係者講習会」）を受講します。
- ・遊具の安全点検講習（外部講習）に、管理主任が数年に1回出席します。
- ・資格、特別教育等が必要な作業（刈払機、振動工具、チェーンソー、丸のこ等）について、その作業をする職員全員が専門機関の講習を受講します。

提案書9 「事故、異常気象等(水防を含む)の緊急事態が発生した場合の対応方針」等

(1) 事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針

事故の発生時には、事件・事故対応マニュアルに基づき利用者の安全確保を最優先に迅速な対応が必要です。

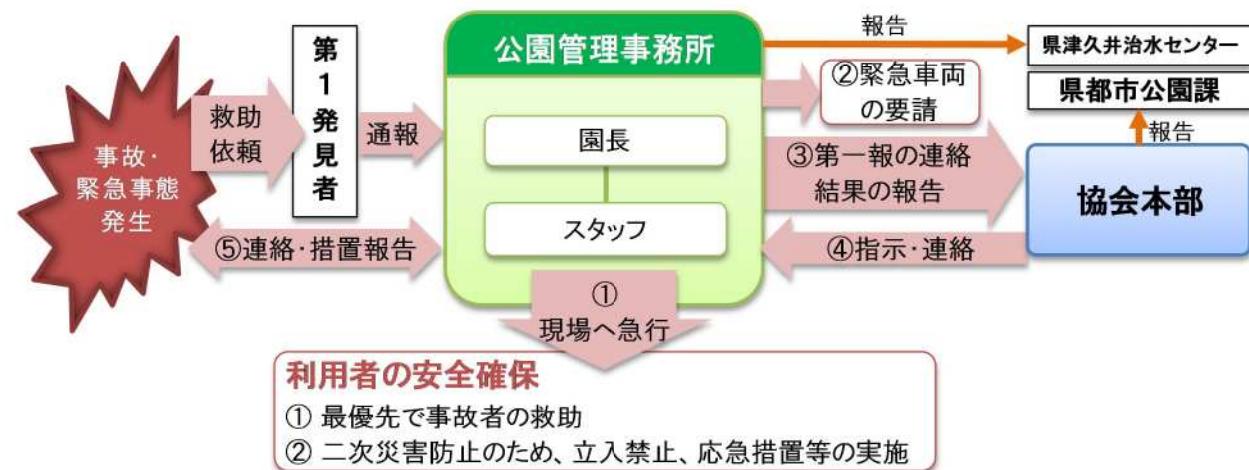
また、当協会では「県立都市公園等における災害活動対策指針」を策定し、様々な災害に的確に対応する体制を整えています。災害発生時には、協会本部や警察・病院等の関係機関とも連携し被害の拡大や二次災害の発生を極力抑止し、事態収拾後には再発防止を図ります。

特に、本公園内には崩落の可能性がある登山道もあり、平成24年には、ゲリラ豪雨により斜面が崩落し、土砂が登山道を塞いだこともあります。そのため、通常の気象警報に加えて、土砂災害警戒情報にも十分注意し、発令時や解除後には迅速な巡回を実施して被害の有無を確認し、適切な対応をとります。

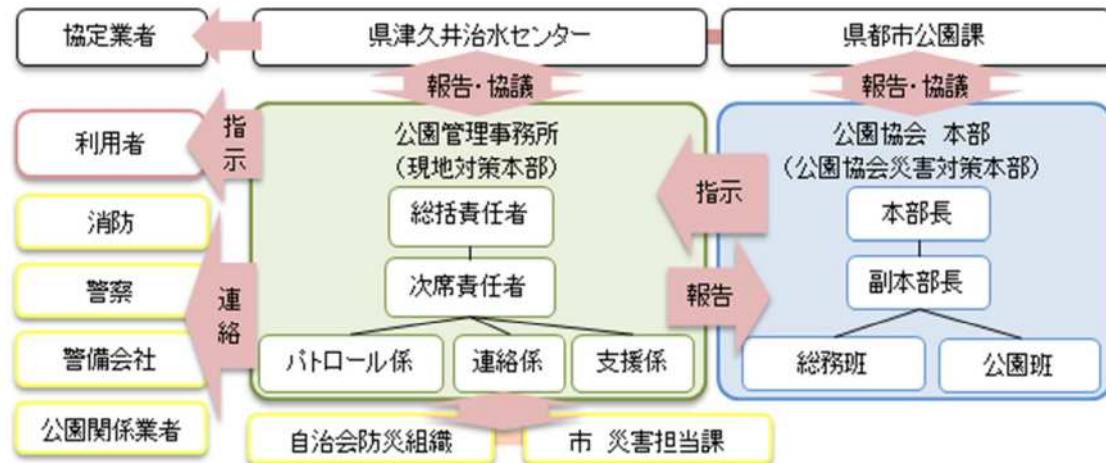
■事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

事故や災害等が発生した場合、園長（不在時は参考したスタッフの中の上位者）を現地の総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

○事故発生時の基本的な対応の流れ図中「県津久井治水センター」



○災害発生時の組織体制・連絡フロー



○職員の役割分担

役割分担	役 職	緊急事態発生時の初期対応
総括責任者	園長（不在時は、副園長）	情報収集、伝達、連絡体制等の総括し、土木事務所や本部へ状況報告する
次席責任者	副園長（不在時は、公園管理主任等）	現場状況を把握し、隨時、管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる
パトロール係	公園管理主任、パート職員	園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認 必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する
連絡係		通信手段等を確保し、災害情報収集や来園者に対する園内放送を実施する
支援係		避難した方への応急手当や市や県への支援活動を実施する

○夜間および年末年始の対応

春から夏の週末の夜間には、巡回警備員が水の苑地、花の苑地、城山エリアの3エリアを巡回し、防犯や事故防止に備えます。また、緊急事態が発生した場合には予め整備した緊急連絡網により、園長または副園長等が連絡を受け出勤します。年末年始には、ご来光を観るために城山登山者が増加することから、警備員を城山登山道も含めて園内巡回にあたらせます。年末年始当番表により公園職員が現場へ急行できる体制を取るとともに、本部職員も当番表に従い緊急時に備えます。

■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。作業車などで園内を巡回し、被害者の有無や被害状況の確認を行うと同時に避難を呼び掛けるほか、園内放送でも繰返しアナウンスを行います。

被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを張るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。また、臨時休園する場合には、ホームページ等に情報を掲載し、広く周知を図ります。

■暴風大雪警報をはじめとする気象警報等の発表時の対応

気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。

利用者に対して園内放送などで警報が発表されたことを繰り返し周知するとともに、城山登山を予定している利用者には登山を中止し、避難するよう促します。

○大雨、大雪、暴風警報が発表された場合

危険が差し迫っている場合を除き、職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセイフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとります。

○雷注意報が発表された場合

速やかに雷注意報の発表を利用者に知らせ、注意喚起を行います。

雷鳴が聞こえてきたら、城山登山の中止を呼びかけ、建物への一時避難を促します。

○土砂災害警戒情報への対応

土砂災害警戒情報が気象庁と県から発表された場合、付近に登山者がいる場合は登山の中止を要請します。解除後には、天候が安定し安全を確保した上で緊急巡視を実施します。



過去に崩落した登山道

○その他の異常気象等への対応

竜巻注意情報が発表された時、市から光化学スモッグ情報が発令された時などは、園内放送により利用者に注意喚起を行います。

(2) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「事件・事故対応マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

■急病人が生じた場合の具体的対応

急病人・けが人が発生した場合、以下の手順に従って的確な処置を行います。

I 状況確認	・職員が現場に急行し、急病人の状況を確認します。
II 応急手当	・呼吸、意識の確認 ⇒呼吸、意識がない場合、心肺蘇生の実施やAEDの活用 ・熱中症の場合 パークセンター内の涼しい部屋へ搬送、夏期に常備する氷で冷やす、など
III 救急車の要請	・必要に応じて救急車を要請し、進入路を確保します。
IV 報告	・事態収拾後には、県津久井治水センター、協会本部へ対応結果を報告します。

■急病人発生に備えた対策

○AED、救急箱等の設置

パークセンターと水の苑地案内所にそれぞれ1台ずつAEDを設置しています。また、園路沿いや掲示板にはAED・救急箱の設置してある最寄りの施設を掲示しています。



パークセンター内に
設置してあるAED

■救命に関する職員研修など

応急手当に関する知識や技術を学び、身に付けておくために、定期的に救命に関わる講習会等を受講します。

○上級救命講習の受講

公園管理主任以上の職員は、3年に1回、応急手当、けがの対処、心肺蘇生法、AED取扱いなどについて学ぶ上級救命講習を受講し、資格を取得しています。

これにより、当協会では管理する全施設に上級救命講習受講者を配置しています。

○防災訓練等におけるAED取り扱い訓練の実施

毎年、実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取り扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。



救命講習でのAED研修

◆◇ AEDによる救命活動 ◇◆

平成24年6月、指定管理者として管理する県立座間谷戸山公園において、座間市が設置管理を行うテニスコートで利用者に急病人が発生、当協会職員がパークセンターに常備するAEDを使用して救護し、一命を取りとめました。

この救命救護活動により、当協会職員2名が、座間市より表彰を受けました。



表彰の様子 (H24 広報ざま)

提案書 10「本公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

(1) 本公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

当協会では既に「県立都市公園等における災害対策活動指針」を整備し、災害発生時の各公園と協会本部の対応、及び連絡体制を明確にしています。

今後は、震災時の対応として、

- ①利用者をいかに安全に避難誘導するか
- ②発生時の県や市への協力体制の発揮

を重点に、県が作成した「震災時対応の考え方」、及び上記指針に則り、地震の発生時間、震度に応じた下記の具体的対応を図ります。

■大規模地震発生時の参集体制と配備体制

■ 市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

【勤務時間内発生時の対応】

- 原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

【勤務時間外の参集体制】

- 公園管理主任以上の職員があらかじめ決められた自宅の最寄り公園に参集

- ・公園管理主任以上の職員は年1回以上、最寄り公園等の緊急参集訓練に参加し、参集先公園の鍵の位置や放送設備の使用方法について習得します。
- ・職員は参集方法や参集公園が記された「防災カード」を携帯し、緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるようにします。
- ・職員は参集し次第、役割分担に従い初動体制を県土木事務所と協会本部に報告します。
- ・震災発生後、

が配備につきます。なお、県内震度6弱以上の場合、
が配備につきます。

【配備体制】

- 本公園に現地対策本部を設置、公園協会本部には災害対策本部を設置

□ 震災時の人員配置体制

- ・総括責任者として園長が対応にあたりますが、園長が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。
- ・勤務時間外発注の場合、通常勤務開始時間以降、時間外参集要員から本公園所属職員へ速やかに業務を引継ぎます。



係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	園内施設の点検、救援活動、物資の管理など

【情報の収集と提供】

- テレビ、インターネット、ラジオ等から広域及び周辺の被害状況、津波発生の有無等、継続的に情報収集し、園内放送や掲示により利用者への情報提供を行います。
- 公園内の被災箇所の情報を収集します。

■警戒宣言発令時（東海地震予知情報）

東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合には、上記の震度5弱以上の地震発生時における初動体制と同様の配備体制を確立します。

○警戒宣言発令時の対応

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等から情報を随時、正確に入手し、利用者へ冷静な対応を促します。
- ・消防用設備等の点検、作動確認や非常用備品の確認を行います。
- ・鉄道、バス等の運行休止や幹線道路の通行止め等により帰宅が困難な利用者に対しては、研修棟を開放する等の安全確保に努めます。

（2）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

本公園は広域避難場所に指定されていませんが、大地震発生時には地域住民が避難してくることも予想されます。また、遠方からの公園利用者が帰宅困難者になる恐れもあることから、県と協議しながらその対策を講じていく必要があります。

■災害に備えた事前対策

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な地震情報の収集に努めます。

○災害情報の受発信

地震警報機能付きラジオやテレビ、携帯電話への災害情報配信メール、SNS等を活用し、起りうる災害の情報収集を絶えず行います。

○災害対策マップの活用と更新

園内の防災設備の位置、避難場所までの経路を明示した災害対策マップを作成し、緊急時に利用者が迷わず安全な場所まで避難できるよう掲示板等に明示します。

また、公園周辺も含め、公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

■地域と連携した災害対策

災害時に限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日常から利用者や相模原市と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

また、本公園から最寄りの避難所や広域避難場所への誘導方法や帰宅困難者の受け入れ態勢について、事前に相模原市と調整し災害に備えるとともに、災害による被害状況や避難経路について迅速に避難者へ提供する為にハンドマイク等を整えます。

■日常訓練の充実

緊急時に利用者を安全に避難誘導できるよう、日頃から定期的に訓練に参加したり、独自に訓練を実施します。

また、利用者や地域住民と一体となって防災をテーマとしたイベントを開催し、楽しく訓練できる機会を提供します。

○炊き出し体験の実施

アウトドアイベントを兼ねた防災イベントとして、園内の枯れ枝や薪を使った火おこしや、かまどの作製など、炊き出し訓練を実施します。

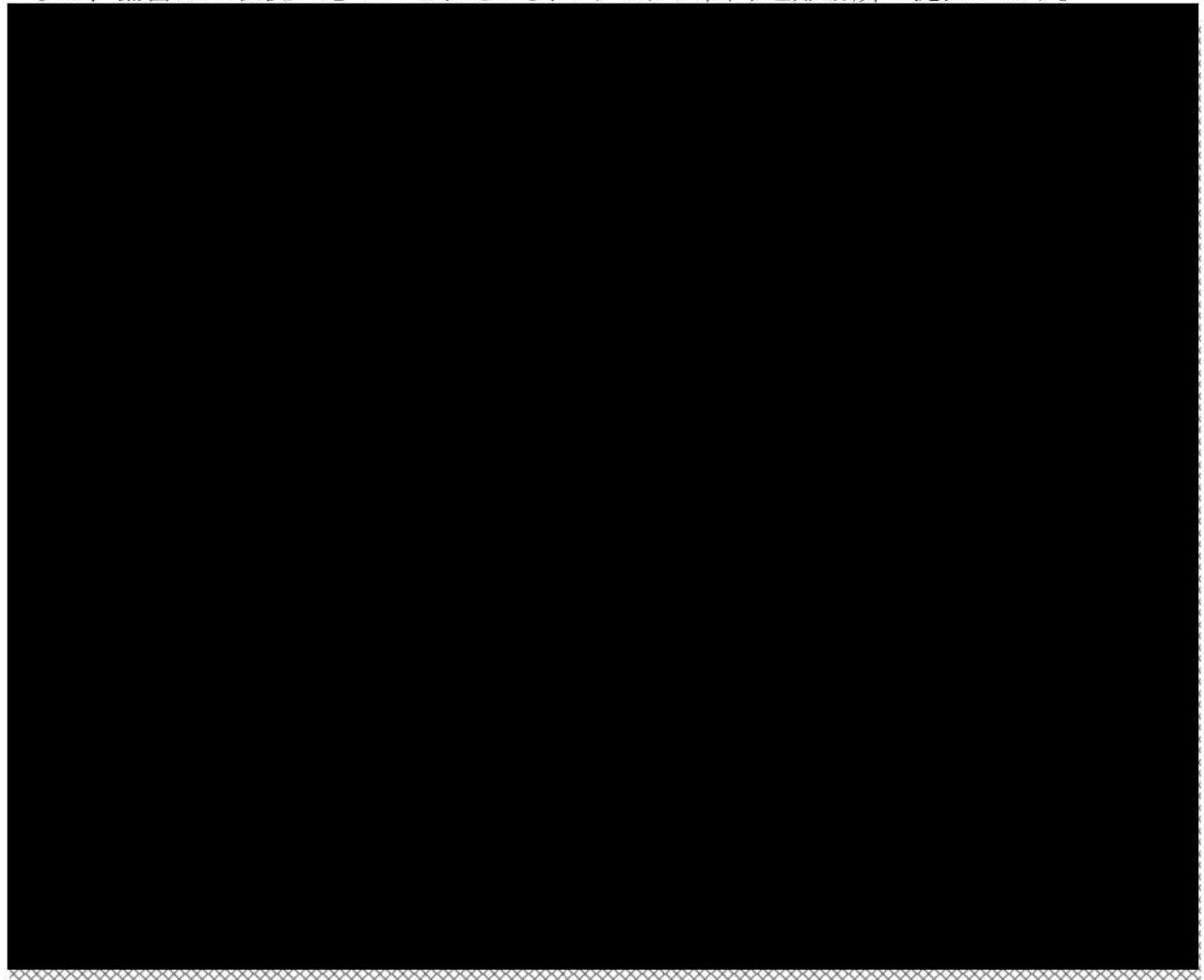
○地域と一体となった避難訓練

自治会と連携し、パークセンター前広場において避難訓練を実施します。

■災害対応物品の独自の備蓄

備蓄にあたっては、当協会の自主財源を活用して独自に行います。

なお、備蓄品は状況に応じてそれを必要とする他公園や避難場所に提供します。



○災害用自動販売機の設置

災害時に無料で飲料が提供できる「災害救援ベンダー」対応の自動販売機を設置し、緊急時には園長の指示により自動販売機内の飲料を確保できる体制を整えます。



災害救援ベンダーのマーク



災害救援ベンダー
の自動販売機

■災害発生時の協力等について

県津久井治水センターや相模原市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、連携した災害対応を行います。

○災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも必要な協力をします。また、県や市からの要請があった場合、テントやチェーンソー等の必要物資の提供や、救援活動への支援も積極的に行います。

■職員への教育

当協会では、大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるよう各種災害対策の教育を行います。また、各公園の特性や立地条件を考慮した職員教育を実施します。

○避難訓練・初動対応訓練

公園での避難経路の確認や職員の役割に応じた初動対応訓練を、年1回以上実施します。また、定期的に災害図上訓練も取り入れ、様々なタイプの災害に対応できる体制を構築します。

○参集訓練

勤務時間外に地震が発生したと想定して参集訓練を実施します。本公園職員以外の参集職員が放送設備の使用方法や扉の開錠方法等を学び、災害時に適切に対応できるよう訓練します。

○通信訓練・連絡体制確認

公園と本部相互の衛星携帯電話等の通信確認や、衛星携帯電話の操作方法、緊急連絡網の再確認や再構築を実施し、災害時でも冷静に状況報告できるようにします。

また、本公園は拠点となるパークセンターから離れた水の苑地、花の苑地と城山があり、一つの通信手段で全てのエリアと連絡を取ることは不可能です。よって、衛星携帯電話、優先携帯電話、トランシーバー等の複数の通信手段を有効に組合わせることにより、災害時の各公園のエリア間での連絡体制を確立させます。

提案書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築

当協会は、本公園のシンボルである津久井城の遺構を含めた公園整備のあり方を協議する「県立津久井湖城山公園整備と遺構に関する調整連絡会」の事務局として、県津久井治水センターと連携し、13年以上にわたり地域の関係機関と連絡調整を図ってきました。

また、本公園をまちおこしの拠点として捉え、地元団体との連携・協働をより強化し、イベントの開催や名産品の開発などに取組むなど、地域活性化に貢献します。

協働のテーマ	連携先
維持管理	県立津久井湖城山公園整備と遺構に関する調整連絡会 (市文化財保護課、博物館、教育委員会、地元郷土史家、考古学財団等) 自然環境に関する調整会
地域振興	津久井商工会 地域の専門家 地元アーティスト等 津久井湖観光センター 津久井観光協会 城山観光協会 さがみはら フィルムコミッション 地元市民団体サークル等
防災、防犯	地域連絡協議会 (県、地元自治会他) 地域 (自治会、相模原市) 津久井消防署 津久井警察署

(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成

本公園では下記の通り、様々な分野のボランティア団体が活動しています。これらの活動をより一層促進するため、公園ボランティアとの協働の方針や活動支援内容などを盛り込んだ「公園ボランティア活動要綱」を定め、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めています。

また、ボランティアを対象とした研修会の開催や、ボランティアと職員との共同作業を通じ、維持管理やイベント運営に関わる手法、技術を伝え、ボランティアの育成につなげます。



ボランティア説明会

協働のテーマ	連携先	
維持管理への協力	しろやま公園自然観察グループ SKT（公園）ボランティア 城山保全隊 (市津久井経済観光課、市城山経済観光課、ビレッジ若あゆ、東京神奈川森林管理署)	
イベント運営の協力	さがみはらスポーツレーションの会 グリーンさがみはらシェアリングネイチャーの会 地域団体(自治会、地元婦人会、城山竹の会等)個人ボランティア 公緑会、土友会	

(3) 他の公園、周辺施設との交流・連携

■他の公園との連携

○「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

県立都市公園や県立自然公園を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催し、毎年 600 点以上の作品応募があります。

作品は専門家による審査を行い、入賞作品展を、本公園を始め他公園や病院等で開催しています



フォトコンテスト写真展

○公園関係団体を通じた連携

公園関係団体で構成する首都圏みどりのネットワーク（首都圏公園緑地関係団体連絡協議会）や県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

(4) 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地元の業者、商店等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。

私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地元業者等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、相模原市シルバー人材センターや財団法人津久井湖協会等の地元非営利団体とも継続的に業務委託することにより地域連携を図ります。

(5) 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

■地域企業の社会貢献活動

近年、企業のCSR活動が活発化する中、本公園では今後、公園ホームページ上の呼びかけ等を通じ、積極的に企業へ働きかけるとともに、受け入れる体制作りを行っていきます。受け入れに当たっては、資材・機材の提供や技術指導を行うことにより、活発な活動を行えるようにサポートしていきます。

■学校等教育機関との連携

近隣の小中学校、高校をはじめとして、様々な校外活動に協力するとともに、生き物や自然の大切さ、地域のシンボルである“城山”を学ぶ場を提供します。

また、大学生や大学院生の卒論や研究テーマに関する調査地としての場を提供し、調査活動や調査結果の展示、発表についても協力をしていきます。

テーマ	連携先
学習活動の支援	中野中学校
	串川中学校
	城山高等学校
	近隣保育園、幼稚園
	ビレッジ若あゆ
部活動の支援	中野中学校
学校行事の支援	相模原市内小学校、近隣保育園、幼稚園など
野生動物の調査 ・研究の支援	帝京科学大学、東京農業大学など

提案書 12 「適切な積算、節減努力等」

(1) 積算（内訳）において特に留意した事項

指定管理料の積算にあたっては、サービス水準を確保することを基本とし、維持管理費と人件費の確保に留意しつつ、経費節減の工夫も行いました。

収支計画書の各項目別に内容を十分精査し、本公園の管理運営に必要な費用を算出しました。

収入計画は、過去4年の実績額を参考に、今後の工夫により更に集客を図ることで自動販売機利益の増加を見込んだ収入計画としました。

支出計画は、当協会の規程に基づく適正な人件費と積算資料等に基づく施工単価などを用いて、必要な管理経費を計上しました。また、委託業務においては、低価格契約とならないよう配慮した価格で積算をしています。

(2) 経費節減について工夫した点、努力した点等

本公園の管理運営にあたっては、サービス水準をしっかりと確保しつつ、作業のやり方などを見直し、更に効率的な業務の実施を目指します。

■他公園との「備品・資材等の共用化」

当協会は県内で多数の施設を運営しており、各施設で様々な備品や資材を保有しています。イベント時に多数の備品等が必要になった場合に、スケールメリットを活かして相互利用する「備品・資材等の共用化」を積極的に進め、資材等の購入費用を節減します。

■費目ごとの経費節減策

費目ごとの具体的な経費節減策は以下の通りです。

事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・自主財源でLED照明を導入し使用電力量を節減 ・特定規模電気事業者（PPS）を活用した電気料金の節減 ・競争原理の導入（見積もり合わせ、入札等） ・受託者にも業務が計画的に見込め、スケールメリットを発揮する長期継続契約の導入 ・物品購入や機器リースにおける集約発注 ・リース機器の再リースが可能な場合は継続使用
植物管理費 施設管理費 清掃管理費 利用促進費	<ul style="list-style-type: none"> ・人力除草を造園業者ではなくシルバー人材センターに委託し節減 ・機械警備は長期継続契約で経費を圧縮 ・トイレ清掃を清掃業者ではなくシルバー人材センターに委託し節減 ・ポスター印刷を外注ではなく大型プリンターによる内製化で節減
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの入場者を予測し、メリハリの利いた人員配置 ・繁忙期、閑散期に応じた柔軟な人員配置

<付属書類> 収支計画書・支出計画算出根拠・収入積算内訳書（別添）

提案書 13 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

本公園において、県、県津久井治水センター、公園協会本部としっかりととした連絡体制をつくり、効果的・効率的な管理運営を行います。

■現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担

○現地責任者のほか、本公園の特性に応じ主要職員を配置します。

■公園管理運営士、造園技能士、造園施工管理技士等公園の管理運営に係る有資格者の配置状況

本公園の特性に合わせ以下のように有資格者を配置します。

■県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制

＜別表＞現地の職員配置計画

(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

委託業務の実施にあたっては、規程やマニュアルに基づき、業務の進捗に沿って指導監督を行います。

■指定管理者としての点検方法、指導監督等

業務を委託した際には法令順守、品質確保、安全確保、工期厳守、利用者対応に留意して委託業務の指導監督にあたります。監督員には経験者を配置し、委託先の業務責任者を指定した上で、日報の提出や現地確認等により指導監督します。また、業務完了後は、完了検査を実施し業務の履行確認を行い、品質確保を図ります。

■具体的な委託業務内容

管理内容	業務内容	主な指導監督項目	点検方法
枝下し・枯損木処理	樹勢悪化木・支障枝の除去	事前に周知看板を設置する等の、安全確保を指導	処理本数、処分方法等を点検
遊具施設・建築設備・電気工作物・消防設備等	電気事業法による法定点検や建築基準法・遊具指針による点検	法令を順守し、資格確認や点検項目の漏れがないように指導	業務報告書類の漏れがないか、点検個所の間違いがないかを点検
機械・巡回警備	機械・巡回警備	適切な利用者対応と迅速な対応について指導	作業日報により、適切に履行しているか点検
ゴミ処理	ゴミ・残材搬出	マニフェストにより事業者と契約を取交わし実施	廃棄場所・方法について、産業廃棄物管理票により点検

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況

本公園の管理運営にあたっては、緑の中に様々な施設や機能が存在する都市公園として多様な利用ニーズに対応するため、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、利用促進など、幅広い分野の知識と経験が求められます。

そのことに加え、城山の持つ「自然」と「歴史」の資産を適切に管理運営し、公園利用者に正しく伝えていくことが本公園の管理者の使命として捉え、公園スタッフの更なるレベルアップに努めます。そして公園を利用するすべての方々に「安心・安全・快適・清潔」と感じていただける管理運営を実施します。

当協会では多様な公園管理業務に対応するため、全員を [REDACTED] として育成することを目標に、職員が積極的に能力開発に取組めるよう制度を整えています。



救命救急講習



労働安全講習



管理作業講習

■人材育成の仕組みの概要

次のような人材育成の仕組みにより、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

【人材育成の仕組み】



■能力開発の取組み

○職務内容に合わせた研修の受講

他公園の先進事例調査や、各種研修に参加する等、利用促進や管理運営マネジメントについての知識や技術を高めます。

○公園の管理運営に活用できる資格取得の推進

公園管理運営士をはじめとした資格取得費用の補助を行うなど、積極的に職員の資格取得を奨励しています。

○人材交流等の促進

新たな知識や管理手法等を習得するため、民間企業等との人材交流を図っています。

■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

当協会は、業務実績の向上に努めた職員を公平・平等に評価する「職員表彰制度」や「人事評価制度」を導入しています。これらの制度を適切に運用し、職員の業務の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研さん取り組む意欲を高め、質の高い管理運営や組織全体の活性化を図ります。

■職員の採用について

当協会は、指定管理業務を着実・安定的に実施するため、公園を愛し、熱意のある、専門知識を有する人材を公募により常に確保しています。

非常勤職員については、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できる限り地元の方を採用しています。

提案書 14 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

当協会は、「就業、給与、決裁、会計及び個人情報等」に関する諸規程を定め公開するとともに、適正な取扱いを徹底しています。

また、「コンプライアンス要綱」に基づき、責任ある執行と法令遵守の徹底を図ります。

○当協会の諸規程

種 別	内 容	規 程
職員の就業	勤務時間、休日、時間外勤務、及び年次休暇、特別休暇、服務、安全衛生、表彰、懲戒等および職員の勤務意欲や業務能率の向上を目的とした表彰制度や提案制度等の整備	公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程 公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
給与	職員の給与や手当についての必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程
会計	適切な会計処理に関する必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
非常勤職員の雇用等	規程、規則において、非常勤職員の雇用、給与等、勤務時間の割振り、休暇等についての必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
決裁	業務の執行ならびに人事等に関する決裁に関する必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程
法令遵守	法令遵守に関する必要事項	コンプライアンス要綱 コンプライアンスガイドライン
その他	情報公開、情報保護に関する必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程

■法令遵守の取組み状況

当協会は、公益財団法人としての使命を自覚し、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、「コンプライアンス要綱」や「コンプライアンスガイドライン」を定め、これらを研修等において周知することで、役職員のコンプライアンス徹底を図っています。

(2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況

当協会の規程に即し、利用者の情報をはじめとした各種個人情報を、適正に取扱います。

■個人情報保護のための仕組み

本公園では、様々な個人情報を取扱っており、公園の管理運営に関わる全てのスタッフが、個人情報保護の重要性を認識して業務を行います。

万が一、個人情報の漏えいが発生した場合は、速やかに当協会全体の個人情報管理者である当公園の事務局長を始め、関係機関、対象者に報告するとともに、二次漏えいの防止に努めます。

○諸規程の整備

当協会では、県の個人情報保護条例、及び指定管理者と県が締結する基本協定書に基づき、「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱い事項を定める等、適切な諸規程を整備しています。

○取扱いの徹底

・管理責任者の明確化

公園ごとに個人情報取扱責任者を配置し、ガイドラインに沿った個人情報の取扱いを行います。

・研修等による職員への周知徹底

毎年実施する協会全体の職員研修、各公園の定例の全体会議等において、「個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づいた研修や、パソコン管理者向けに適切なデータ管理についての研修を実施します。

・県の「PDマーク」に登録

県の「PDマーク（個人情報取扱業務登録制度）」に登録しており、当協会の管理する個人情報は適切に取扱われていることを利用者等へ明らかにします。

・パソコンデータの取扱いに関するセキュリティの強化

個人情報は主にパソコンデータにより管理していることから、適切なデータ管理を行なうとともに、コンピュータウイルスへの感染や外部からの不正アクセス等によるデータ流出の防止に取組んでいきます。

※情報公開の申出があった場合は「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」の定めにより、個人情報等の除外事項を除き、情報を開示します。

(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

公園は神奈川県の豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にする心を育む場所です。従って、環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドであると捉えています。

本公園の管理運営にあたっては、「神奈川県環境方針」を踏まえた取組みを行います。